

労働環境改善スケジュール

分類	項目	作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後1ヶ月の予定	7月		8月					9月			10月	11月	備考
				26	2	9	16	23	30	6	13	20	下	上	中	
労働環境改善	防護装備	1 防護装備の適正化検討	(実績) ・管理対象区域の運用区分及び放射線防護装備の適正化検討※ ・管理対象区域の運用区分に応じた放射線防護装備の適正化運用開始(2016年3月8日)	検討・設計	管理対象区域の運用区分及び放射線防護装備の適正化検討											
			(予定) ・管理対象区域の運用区分及び放射線防護装備の適正化検討※(運用範囲の拡大等)	現場作業	管理対象区域の運用区分に応じた放射線防護装備の適正化											
	2 重傷災害撲滅、全災害発生状況の把握	(実績) ・協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価 ・安全衛生推進協議会の開催：災害事例等の再発防止対策の周知等 ・作業毎の安全施策の実施(TBM-KY等) ・熱中症予防対策の実施(4~10月)	現場作業	情報共有、安全施策の検討・評価												
		(予定) ・協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価 ・安全衛生推進協議会の開催：災害事例等の再発防止対策の周知等 ・作業毎の安全施策の実施(TBM-KY等) ・熱中症予防対策の実施(4~10月)	現場作業	熱中症予防対策の実施(4~10月)												
	3 長期健康管理の実施	(実績) ・検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き ・2020年度対象者(退職者及び協力企業作業員)への検査案内に向けた準備及び案内送付	現場作業	健康相談受付												
(予定) ・検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き	現場作業	【検査受診期間】検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用精算手続き、2020年度検査案内準備及び案内送付(退職者及び協力企業作業員)														
健康管理	4 継続的な医療職の確保と患者搬送の迅速化	(実績) ・1F救急医療室の2020年9月までの医師確保完了(固定医師1名+0-7-30)支援医師 ・1F救急医療室の10~12月の勤務医師調整	検討・設計	1F救急医療室の10~12月の勤務医師調整												
		(予定) ・1F救急医療室の10~12月の勤務医師調整 ・1F救急医療室の1~3月の勤務医師調整	現場作業	1F救急医療室9月までの医師確保完了											新規追加 1F救急医療室の1~3月の勤務医師調整	
5 感染症対策の実施	(実績) ・新型コロナウイルス感染症予防対策の実施	(予定) ・新型コロナウイルス感染症予防対策の実施	現場作業	新型コロナウイルス感染症予防対策の実施												
			現場作業	新型コロナウイルス感染症予防対策の実施											8月17日より、県外からの新規入所者に対し、2週間の行動履歴確認に加え、健康観察もしくはPCR検査受検を開始	
要員管理	6 作業員の確保状況と地元雇用率の実態把握	(実績) ・作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計	検討・設計	作業員の確保状況集約 ▼												
		(予定) ・作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計	現場作業	作業員の確保状況(7月実績/9月予定)と地元雇用率(7月実績)についての調査・集計												
7 労働環境・就労実態に関する企業との取り組み	(実績) ・労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握 ・意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック ・相談窓口への連絡(処遇・労働条件等)への対応	(予定) ・労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握 ・意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック ・相談窓口への連絡(処遇・労働条件等)への対応 ・作業員へのアンケートによる実態把握	検討・設計	労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握、解決策の検討・実施・結果のフィードバック												
			現場作業	作業員へのアンケート(第11回)											新規追加 配付(8月下旬) 回収(9月下旬)	



# 労働環境の改善に向けたアンケートへのご協力をお願い

2020年8月

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

日頃、福島第一原子力発電所の廃炉作業に取り組んでいただき、ありがとうございます。また、毎年アンケートにご協力いただき、感謝しております。

今年も引き続き“安心して働きやすい職場環境”を作るため、日頃から皆さまが感じていることや、改善を望んでいることをお聞きしたく、アンケートを実施させていただきます。なお、このアンケートにお答えいただいた方が特定され、不利益になることのないようにいたしますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

\*\*\*\*\*

## <ご回答方法について>

- ① ご回答は選択肢せんたくしに○をつける場合と、言葉や文章を書く場合があります。
- ② ○をつける数など詳しい回答方法は各質問の指示に従って回答してください。

## <アンケートに関する相談窓口について>

「アンケート内容をチェックされた」、「事実と違う内容を書くように言われた」などの場合は、以下の相談窓口までご連絡ください。

### 【相談窓口】

東京電力ホールディングス株式会社 アンケート相談窓口

電話 : 0120-0000-0000 (無料)

窓口設置期間 : 8月31日(月)～9月10日(木)

受付時間 : 平日 午前9時～午後5時

\*\*\*\*\*

～質問は次のページから始まります～

年齢・元請企業、福島第一で作業した年数について教えてください。

(あてはまる数字と英字に○)

年 齢	1. 10代	2. 20代	3. 30代
	4. 40代	5. 50代	6. 60代以上
<p>現在行っている作業の元請企業の業種(英字A~D)と企業名(数字1~51) (業種と企業名の両方に○をつけてください)</p>	<b>A. プラントメーカー</b>		
	1. 日立 GE ニュークリア・エナジー 2. 東芝エネルギーシステムズ 3. 東芝プラントシステム 4. 三菱重工業		
	<b>B. 建設会社</b>		
	5. 安藤・間                      6. 鹿島建設                      7. 熊谷組 8. 五洋建設                      9. 清水建設                      10. 倉伸 11. 大成建設                      12. 竹中工務店                      13. 東亜建設工業 14. 中里工務店                      15. 前田建設工業                      16. 三井住友建設 17. 片岡建設		
<p>現在行っている作業の元請企業の業種(英字A~D)と企業名(数字1~51) (業種と企業名の両方に○をつけてください)</p>	<b>C. 東京電カグループ会社</b>		
	18. 東京パワーテクノロジー(TPT)                      19. 関電工 20. 東京エネシス(Q'd)                      21. 東電物流 22. 東京レコードマネジメント                      23. 東双不動産管理 24. 日本原子力防護システム                      25. 東電設計		
	<b>D. その他</b>		
	26. アトックス                      27. 宇徳                      28. エイブル 29. 応用地質                      30. 岡野バルブ製造                      31. オルガノ 32. 神戸製鋼所                      33. 芝工業                      34. 新日本空調 35. 太平電業                      36. 東京防災設備                      37. 阪和 38. ALSOK 福島                      39. 関電プラント                      40. マグナ通信工業 41. 荏原工業洗淨                      42. ウインズトラベル                      43. 報徳バス 44. 浜通り交通                      45. 日本フィールドエンジニアリング 46. 日本碍子                      47. ウツエバルブサービス 48. 原電エンジニアリング                      49. 富士電機 50. 東電フュエル                      51. 日立システムズパワーサービス		
<p>東日本大震災(2011年3月11日)以降、福島第一で作業した年数</p>	1. 半年未満                      2. 半年以上~1年未満 3. 1年以上~1年半未満                      4. 1年半以上~2年未満 5. 2年以上~2年半未満                      6. 2年半以上~3年未満 7. 3年以上~4年未満                      8. 4年以上~5年未満 9. 5年以上~6年未満                      10. 6年以上~7年未満 11. 7年以上~8年未満                      12. 8年以上~9年未満 13. 9年以上		



現在、働かれている会社の本社の所在地はどの地域ですか。(あてはまるもの1つに ○)

地 域	1.福島県外 2.いわき市 3.双葉郡 (双葉町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、浪江町、川内村、葛尾村) 4.相馬地区 (相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村) 5.上記2.~4.以外の福島県内市町村
-----	---

住民票住所はどの地域ですか。(あてはまるもの1つに ○)

地 域	1.福島県外 2.いわき市 3.双葉郡 (双葉町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、浪江町、川内村、葛尾村) 4.相馬地区 (相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村) 5.上記2.~4.以外の福島県内市町村
-----	---

実際にお住まいのご住所※はどの地域ですか。(あてはまるもの1つに ○)

地 域	1.福島県外 2.いわき市 3.双葉郡 (双葉町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、浪江町、川内村、葛尾村) 4.相馬地区 (相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村) 5.上記2.~4.以外の福島県内市町村
-----	---

※福島第一原子力発電所まで通勤しているご自宅、寄宿舍などの住所

→地域3. ~5. とお答えになった方で、どこの市町村にお住いですか。  
(あてはまるもの1つに ○)

地 域	1.双葉町 2.広野町 3.楡葉町 4.富岡町 5.大熊町 6.浪江町 7.川内村 8.葛尾村 9.南相馬市 10.飯舘村 11.川俣町 12.田村市 13.上記1.~12.以外の福島県内市町村
-----	--

作業時の服装に近いもの、または最も多く着用する装備はどれですか。

1. カバーオール+アノラック+全面マスク (Rゾーン装備) . . . . . 下図 ①
2. カバーオール+半面マスクまたは全面マスク (Yゾーン装備) . . . 下図 ②
3. 一般作業服+DS2 マスク (Gゾーン装備) . . . . . 下図 ③
4. 一般作業服 (上記の1. ~ 3. 以外)

各ゾーンの装備

<p>① Rゾーン (アノラックエリア)</p>	<p>② Yゾーン (カバーオールエリア)</p>	<p>③ Gゾーン (一般エリア)</p>
<p>全面マスク</p>   <p>カバーオールの上にアノラック</p>	<p>全面マスク又は半面マスク</p>   <p>カバーオール</p>	<p>使い捨て式防じんマスク</p>   <p>一般作業服</p>

**設問 1 改善項目の評価**

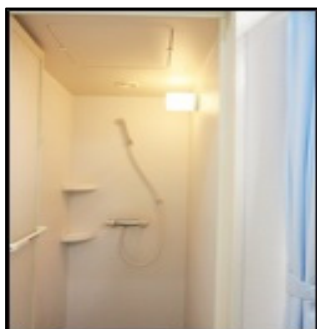
問1. これまで改善してきました①～③について、1「良い」～6「知らない」の中から  
お気持ちに一番近いものを1つずつ選び、○をつけてください。

内 容		回 答					
①	<b>ウェブサイト「1 FOR ALL JAPAN」</b>	1 良い	2 まあ良い	3 あまり 良くない	4 良くない	5 知ってい るが見たこ とがない	6 知らない
	廃炉に携わる作業員の皆さまとそのご家族、および応援する方たちのためのウェブサイトです。						



QR コード

②	<b>シャワー設備</b>	1 良い	2 まあ良い	3 あまり 良くない	4 良くない	5 知ってい るが使ったこ とがない	6 知らない
	大型休憩所 3 階にシャワー設備を設置し、運用しております。						



③	<b>廃炉情報誌「はいろみち」</b>	1 良い	2 まあ良い	3 あまり 良くない	4 良くない	5 知ってい るが読んだこ とがない	6 知らない
	廃炉に関わる皆さまの思いや、廃炉とはどのようなものなのかをお伝えする情報誌を定期発行しております。						



第 20 号 [2020 年 6 月 10 日発行]

## 設問 2 福島第一原子力発電所共用部の不安全箇所について

問 2. 福島第一原子力発電所構内・構外において、みなさんが共通して使用する場所（例：共用道路、共用駐車場、入退域管理施設など）は安全と感じますか。  
（あてはまるもの1つに ○）

- |                 |          |              |          |
|-----------------|----------|--------------|----------|
| 1. 安全と感じる       | ➡ 設問 3 へ | 2. まあ安全と感じる  | ➡ 設問 3 へ |
| 3. あまり安全でないと感じる |          | 4. 安全でないと感じる |          |
| 5. わからない        | ➡ 設問 3 へ |              |          |

▶ 問 2-1. 安全でないと感じる理由は何ですか。（あてはまるものすべてに ○）

- |                                |               |
|--------------------------------|---------------|
| 1. 現場までの照明が暗い                  | 2. 一斉放送が聞きづらい |
| 3. 歩道と車道の境界が不明確な場所がある          | 4. 道路の整備状況が悪い |
| 5. 標識が整備されていない場所がある            |               |
| 6. Gゾーン、Yゾーン、Rゾーンの境界が不明確な場所がある |               |
| 7. その他                         |               |

▶ 問 2-1 で安全でないと感じる方で、具体的内容（場所等）を教えてください。以下の欄に書いてください。

ご意見
（例：ふれあい交差点の山側の南北の横断歩道中央に約 10cm の段差がある）

「7. その他」とお答えになった方は、詳しい内容と安全でないと感じる具体的内容（場所等）を以下の欄に書いてください。

ご意見



## 設問 4 休憩所の新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

問 4. 新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、「新しい生活様式」を実践することが求められています。あなたが主にお使いの休憩所について、人との間隔※は保たれていますか。

※人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。（「新しい生活様式」引用）

（あてはまるもの1つに ○ ）

1. 保たれている → 設問 5 へ

2. まあ保たれている → 設問 5 へ

3. あまり保たれていない

4. 保たれていない

5. 休憩所は使っていない → 設問 5 へ

▶ 問 4-1. 人との間隔が保たれていないとお答えの休憩所はどこですか。  
（あてはまるものすべてに ○ ）

1. 大型休憩所

2. 厚生棟

3. 5・6号サービス建屋

4. 免震棟

5. 事務本館

6. 旧登録センター

7. 1～6.以外の構内休憩所

8. 構外休憩所

休憩所の新型コロナウイルス感染拡大防止対策について、ご意見がある場合は、  
具体的内容を以下の欄に書いてください。

ご意見



## 設問 5 働くことへの不安について

問 5. あなたは、福島第一原子力発電所で働くことに不安を感じていますか。  
(あてはまるもの1つに ○)

1. 不安を感じている

2. 不安を感じていない

➡ 設問 6 へ

➡ 問 5-1. 不安を感じている理由は何ですか。(あてはまるものすべてに ○)

- |                                   |                         |
|-----------------------------------|-------------------------|
| 1. 被ばくによる健康への <sup>えいきょう</sup> 影響 | 2. 安定的な収入が保証されない        |
| 3. 先の工事量が見えないため、いつまで働けるかわからない     |                         |
| 4. 現場での事故、ケガ、熱中症                  | 5. 福島第一で働くことに対する世間からの評判 |
| 6. 震災時のような事故があるのではないか             | 7. その他                  |

「7. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。←

ご意見

## 設問 6 働くことへのご家族の不安について

問 6. ご家族の方は、あなたが福島第一原子力発電所で働くことに不安を感じていますか。  
(あてはまるもの1つに ○)

1. 不安を感じている

2. 不安を感じていない

➡ 設問 7 へ

3. わからない・<sup>がいたう</sup>該当しない ➡ 設問 7 へ

➡ 問 6-1. ご家族が不安を感じている理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- |                                   |                         |
|-----------------------------------|-------------------------|
| 1. 被ばくによる健康への <sup>えいきょう</sup> 影響 | 2. 安定的な収入が保証されない        |
| 3. 先の工事量が見えないため、いつまで働けるかわからない     |                         |
| 4. 現場での事故、ケガ、熱中症                  | 5. 福島第一で働くことに対する世間からの評判 |
| 6. 震災時のような事故があるのではないか             | 7. その他                  |

「7. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。←

ご意見

## 設問 7 放射線に対する不安について

問 7. 2016 年 3 月より、構内で装備が軽減されて、一般作業服または構内専用服、DS2 マスク着用で作業ができるようになりましたが、放射線に対する不安はありますか。  
(あてはまるもの 1 つに ○)

1. ない  設問 8 へ

2. ほとんどない  設問 8 へ

3. 多少ある

4. ある

→ 問 7-1. 放射線に対してどのようなことが不安ですか。  
(あてはまるものすべてに○)

1. 被ばくが増えそう

2. 顔の露出している部分が汚染しそう

3. 自前の靴や作業服が汚染しそう

4. 内部取り込みが増えそう

5. 将来の健康が不安

6. 漠然とした不安

7. どんな装備が正しいのか不安

8. その他

「8.その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 8

やりがいについて

問 8. 福島第一原子力発電所で働くことにやりがいを感じていますか。  
(あてはまるもの1つに ○)

- 1. 感じている
- 2. まあ感じている
- 3. あまり感じていない
- 4. 感じていない

問 8-1. やりがいを感じていない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに ○)

- 1. 他の仕事と賃金があまり変わらない
- 2. 廃炉事業の中での自分の仕事の貢献度がわからない
- 3. 仕事に重要性を感じない
- 4. 自分の技術・技能を活かせない
- 5. その他

「5. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

問 8-2. やりがいを感じている理由は何ですか。(あてはまるものすべてに ○)

- 1. 昔から福島第一で働いている(愛着)
- 2. 福島復興のため(使命感)
- 3. 福島第一の廃炉のため
- 4. 他より賃金がよい
- 5. 仕事の進み具合が目に見えてわかる
- 6. 興味がある
- 7. 達成感が得られる
- 8. 責任ある仕事を任されている
- 9. 自分の作業が廃炉に貢献できている
- 10. 周りの人から感謝される
- 11. 自分の技術・技能を活かせる
- 12. その他

「12. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

設問 9 福島第一原子力発電所での就労希望について

問 9. 今後も福島第一原子力発電所で働いていただけますか。(あてはまるもの 1 つに ○)

- |            |                   |           |
|------------|-------------------|-----------|
| 1. ぜひ働きたい  | 2. 働きたい           |           |
| 3. どちらでもない | 4. どちらかと言えば働きたくない | 5. 働きたくない |

問 9-1. 「3.どちらでもない」「4.どちらかと言えば働きたくない」「5.働きたくない」と思う理由は何ですか。(あてはまるものすべてに ○)

- |                                      |                   |
|--------------------------------------|-------------------|
| 1. 作業内容が自分に向いていない                    | 2. 作業が体力的・精神的にきつい |
| 3. 今後の仕事・作業が見えない                     |                   |
| 4. 作業環境の悪さ、廃炉への貢献度等のわりには賃金（手当を含む）が安い |                   |
| 5. 単身赴任期間が長い                         | 6. 通勤時間が長い        |
| 7. 被ばくによる健康への影響が不安                   | 8. その他            |

「8. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

問 9-2. 「1.ぜひ働きたい」「2.働きたい」と思う理由は何ですか。(あてはまるものすべてに ○)

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 1. 作業内容が自分に向いている  | 2. 作業が体力的・精神的に楽 |
| 3. 今後やるべき仕事・作業がある | 4. 賃金（手当を含む）が高い |
| 5. 家族の元から通勤できる    | 6. 通勤時間が短い      |
| 7. 被ばくに不安がない      | 8. その他          |

「8. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見



東京電力福島第一原子力発電所内で作業に従事している皆さまへ

# 「おかしいな」と思ったら まず、ご相談ください！

こんなこと、ありませんか？

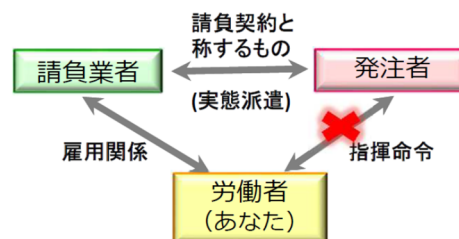
- ▶ 雇われた会社ではない別の会社の人から作業指示を受けている
- ▶ あらかじめ聞いていた作業内容・賃金と実際の仕事・金額が違う

働く人の雇用管理・安全に関する責任は、雇用する会社が負わなくてはなりません。  
たとえ請負契約を結んでいても、雇用している会社が指揮命令を行わず、他社が指揮命令を行っている場合は、いわゆる「偽装請負」または「違法な労働者供給」に該当し、法令違反です。  
「おかしいな」と思ったら、まず、労働局にご相談ください。

## このような雇用形態は「法令違反」です！

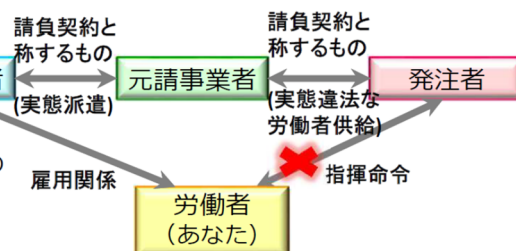
### いわゆる「偽装請負」にあたる場合

請負契約の形を取っていても、  
実態として「発注者」から「労働者」へ  
指揮命令がある場合には、いわゆる  
「偽装請負(実態派遣)」とみなされ、  
労働者派遣法違反となります。



### 多重請負がいわゆる「二重派遣」にあたる場合

請負契約と称して労働者の派遣を受けた  
元請事業者が、その労働者をさらに発注者の  
指揮命令下で働かせることは、  
いわゆる二重派遣にあたり違法です。



## 「偽装請負・二重派遣かな」と思ったら、ご相談ください！

福島労働局 需給調整事業室 電話 024-529-5746

〔所在地〕 福島市霞町1-46 福島合同庁舎 4階



**労働条件の明示がないのは「法令違反」です！**

労働基準法では、雇用契約を結ぶ際に、労働条件について書面で明示しなければならない事項が決められています。あとで、事業主と「言った」「言わない」のトラブルを防ぐために、雇用契約を結ぶ際は、書面の内容をしっかりと確認し、納得した上で契約を結びましょう。

書面で明示されなかったり、下記の事項が書かれていない場合には、労働局や労働基準監督署にご相談ください。

※ 明示された労働条件が事実と異なる場合は、すぐに労働契約を解除できます。

なお、労働者が就業のために住居を変更して、契約解除の日から14日以内に帰郷する場合は、使用者は必要な旅費を負担しなければならないと定めています。

**書面で明示しなければならない事項**

- ①労働契約の期間
- ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準
- ③就業の場所・従事する業務
- ④始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交代制で勤務をさせる場合の就業時転換
- ⑤賃金の決定、計算、支払いの方法、賃金の締切り・支払の時期
- ⑥退職に関する事項（解雇の事由を含む）

**労使協定なく、賃金の一部が差し引かれているのは「法令違反」です！****賃金に関するルール**

賃金は、働いた方に全額支払われることが基本です。親睦会費や寮費などを賃金から天引きする場合は、労使協定が必要とされています。

また、健康診断にかかる費用等は、使用者が負担すべきものとされています。

**「おかしいな」と思ったら、迷わず、ご相談ください！  
相談についての秘密は守ります。**

労働基準監督署等名	電話番号	所在地
福島労働局監督課	024-536-4602	福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階
福島監督署	024-536-4610	福島市霞町1-46 福島合同庁舎1階
郡山監督署	024-922-1370	郡山市桑野2-1-18
いわき監督署	0246-23-2255	いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎4階
会津監督署	0242-26-6494	会津若松市城前2-10
喜多方監督署	0241-22-4211	喜多方市諏訪91
白河監督署	0248-24-1391	白河市郭内1-124
須賀川監督署	0248-75-3519	須賀川市旭町204-1
相馬監督署	0244-36-4175	相馬市中村字桜ヶ丘68
富岡監督署	0240-22-3003	双葉郡富岡町中央2-104

## 設問 11 労働条件の提示について

問 11. 雇用されている会社から契約期間、労働時間、休日、賃金などの条件が示された用紙(労働条件通知書や雇用契約書、就業規則(イントラネット等への掲示でも可))を受け取っていますか。(あてはまるもの 1 つに ○ )  
 ※次のページに労働条件通知書の例を示しています。

1. 受け取っている

2. 受け取っていない

問 11-3 へ

▶ 問 11-1. 条件が示された用紙(労働条件通知書や雇用契約書、就業規則)どおりに賃金は支払われていますか。(あてはまるもの 1 つに ○ )

1. 支払われている **▶ 設問 12 へ**

2. 支払われていない

▶ 問 11-2. 必要に応じて調査をしたいので、さしつかえなければ「雇用企業名」を教えてください。

雇用企業名	
-------	--

その他ご意見などありましたら以下の欄に書いてください。

ご意見

--

問 11-3. 必要に応じて調査をしたいので、さしつかえなければ「雇用企業名」を教えてください。

雇用企業名	
-------	--

その他ご意見などありましたら以下の欄に書いてください。

ご意見

--

**【サンプル】厚生労働省 労働条件通知書 様式**

(建設労働者用；常用、有期雇用型)

労働条件通知書

年 月 日	
殿	
事業主の氏名又は名称 事業場名称・所在地 [建設業許可番号 ] 使用者 職 氏 名 雇用管理責任者職氏名	
あなたを次の条件で雇い入れます。	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり ( 年 月 日 ~ 年 月 日 ) ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります得る・契約の更新はしない・その他 ( ) ] 2 契約の更新は次により判断する。 ( 契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ) ( 会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ) ( その他 ( ) )
【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間： I (高度専門)・II (定年後の高齢者) I 特定有期業務の開始から完了までの期間 ( 年 か月 (上限 10 年)) II 定年後引き続き雇用されている期間	
就業の場所	
従事すべき業務の内容	【有期雇用特別措置法による特例の対象者 (高度専門) の場合】 ・特定有期業務 ( 開始日： 完了日： )
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時間換(1)~(3)のうち該当するもの一つに○を付けること。)、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業 ( 時 分 ) 終業 ( 時 分 ) 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等； ( ) 単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 ( 始業 ( 時 分 ) 終業 ( 時 分 ) (適用日 ) ) ( 始業 ( 時 分 ) 終業 ( 時 分 ) (適用日 ) ) ( 始業 ( 時 分 ) 終業 ( 時 分 ) (適用日 ) ) (3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 (ただし、フレックスタイム (始業) 時 分から 時 分、 (終業) 時 分から 時 分、 コアタイム 時 分から 時 分) ○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条、第 条~第 条 2 休憩時間 ( ) 分 3 所定時間外労働の有無 ( 有、 無 )
休 日	・定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他 ( ) ・非定例日；週・月当たり 日、その他 ( ) ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 ○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条
休 暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有・無) → か月経過で 日 時間単位年休 (有・無) 2 代替休暇 (有・無) 3 その他の休暇 有給 ( ) 無給 ( ) ○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条

(次頁に続く)





**設問 12 福島第一原子力発電所の現場環境を踏まえた賃金割増について**

問 12. 福島第一原子力発電所の現場環境を踏まえ、今までに雇用企業から賃金割増や割増手当について説明を受けましたか。(あてはまるもの 1 つに ○)

- 1. 福島第一の現場環境を踏まえた賃金割増や割増手当について、説明を受けている
- 2. 福島第一の現場環境を踏まえた賃金割増や割増手当について、検討中との説明を受けている
- 3. 福島第一の現場環境を踏まえた賃金割増や割増手当について、説明を受けていない 問 12-3 へ

▶ 問 12-1. 説明を受けた通りに割増された賃金や手当が支払われていますか。(あてはまるもの 1 つに ○)

- 1. 割増された賃金や手当が支払われると聞いた時期から説明通りに支払われている
- 2. 割増された賃金や手当が支払われると聞いた時期がまだきていない
- 3. 割増された賃金や手当が支払われると聞いた時期を過ぎても説明通り支払われていない

▶ 問 12-2. 必要に応じて調査をしたいので、さしつかえなければ「雇用企業名」を教えてください。

雇用企業名	
-------	--

その他ご意見などありましたら以下の欄に書いてください。

ご意見

問 12-3. 必要に応じて調査をしたいので、さしつかえなければ「雇用企業名」を教えてください。 ◀

雇用企業名	
-------	--

その他ご意見などありましたら以下の欄に書いてください。

ご意見

**設問 13** APD の不正使用について

問 13. **2019 年 9 月～2020 年 9 月**の期間で、個人線量計(APD)の正しくない使い方を構内で見たり、相談を受けたり、指示されたことがある場合は、以下の欄にその時期や詳しい内容を書いてください。

記入欄

【時期はいつごろですか】

【どのような使い方でしたか】

問 13-1. 必要に応じて調査をしたいので、さしつかえなければ APD の正しくない使い方をしていた「雇用企業名」を教えてください。

雇用企業名	
-------	--



## 設問 14 福島第一原子力発電所構内での作業時間について

問 14. 福島第一原子力発電所構内での個人線量計(APD やガラスバッジ等)をつけた 1 日の作業時間は、原則 10 時間(法定労働時間 8 時間+残業時間 2 時間)以内にしなければならないことを知っていますか。(あてはまるもの 1 つに ○)

1. 知っている

2. 知らない

※変形労働時間制の場合は 10 時間以上の勤務が認められる場合があります。

▶問 14-1. 福島第一原子力発電所構内で線量計をつけた 1 日の作業時間(休憩時間を除く)は 10 時間以内ですか。

ただし、変形労働時間制の方は 3 のみに ○ をしてください。

1. 10 時間以内

➡ 設問 15 へ

2. 10 時間を超えている

3. 変形労働時間制である

➡ 設問 15 へ

▶問 14-2. 必要に応じて調査をしたいので、さしつかえなければ「雇用企業名」を教えてください。

雇用企業名	
-------	--

その他ご意見などありましたら以下の欄に書いてください。

ご意見

### < 参考 >

福島第一原子力発電所での作業時間は、原則 10 時間(法定労働時間 8 時間+時間外 2 時間)以内にしなければなりません。

- ・福島第一の構内に滞在する時間=作業時間が基本です。ただし、事前に決められた休憩時間は作業時間に含まれません。
- ・構内休憩所における朝礼、TBM-KY、打合せ、待機、装備の着脱ちゃくだつ、退構時の車両スクリーニング時間なども作業時間に含まれます。

設問 15 東電社員の態度について

問 15. 東電社員の態度についてお尋ねします。

(あてはまるもの1つに ○)

- |            |         |
|------------|---------|
| 1. 良い      | 2. まあ良い |
| 3. ふつう     |         |
| 4. あまり良くない | 5. 良くない |

問 15-1. 「4. あまり良くない」「5. 良くない」と感じる理由は何ですか。

(あてはまるものすべてに ○)

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| 1. あいさつ       | 2. 高圧的な態度         |
| 3. 現場にほとんどこない | 4. 無理なスケジュールを要求する |
| 5. 身だしなみ      | 6. 廃炉に向け一体感を感じない  |
| 7. その他        |                   |

「7. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

問 15-2. 「1. 良い」「2. まあ良い」と感じる理由は何ですか。

(あてはまるものすべてに ○)

- |            |                 |
|------------|-----------------|
| 1. あいさつ    | 2. 丁寧な対応        |
| 3. 現場によく来る | 4. 安全を最優先にしている  |
| 5. 身だしなみ   | 6. 廃炉に向け一体感を感じる |
| 7. その他     |                 |

「7. その他」とお答えになった方は、詳しい内容を以下の欄に書いてください。

ご意見

日頃感じていることについてご意見をお寄せください。

日頃感じていること、やってほしいこと、不便・不満を感じていることがありますら、以下の欄に自由にお書きください。

例えば、次のようなことについてご意見をお寄せください。

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策に対するご要望、お困り事
- ・福島第一原子力発電所で今後も働くにあたって、現在お住いの地域や通勤などでお困りの事
- ・GPSを含む装備品などに対するご意見
- ・綱引き大会や駅伝大会などの行事に対するご意見

など

ご意見

アンケートは以上です。ご協力いただきありがとうございました。  
ご安全に！